

滋賀県立美術館整備に係る記録・発信業務 質問への御回答

No	質問書提出日	回答日	質問内容	回答
1	6月17日	6月19日	<p>・「滋賀県立美術館整備に係る記録・発信業務 公募型プロポーザル実施要領」の中の6(1)イ(エ)f.業務実施体制およびスケジュールでは業務従事予定者の氏名とあるが、提案者が特定できて良いのでしょうか？(提案者が特定できないようにすることとも書いてあります)</p> <p>それとも正本と副本とで企画提案書別紙の内容を少し変え、正本には氏名を書き、副本には氏名を書いてはいけないということでしょうか？</p>	<p>業務従事予定者の氏名は、正本・副本ともに記載必須です。これは、本業務において、御提案いただく業務執行体制を厳正に評価するために必要な情報であると考えております。</p> <p>なお、「提案者が特定できないようにすること」は、社名およびロゴその他の記載において、直接的な会社特定につながる情報の排除を主旨とします。</p>
2	6月17日	6月19日	<p>・「滋賀県立美術館整備に係る記録・発信業務 公募型プロポーザル実施要領」の中の6(1)イ(エ)g.業務実績では進行中の業務も記載して良いでしょうか？</p>	<p>進行中の業務も記載していただいて構いませんが、進行中であることを明示するようにしてください。</p>
3	6月17日	6月19日	<p>・設計者選定審査委員会は基本的に県または美術館側の主導で開催されるという認識でよろしいでしょうか？(本業務に設計者選定委員会の企画や実施は含まない)</p> <p>また「設計者選定審査委員会」と別紙スケジュールにある「設計者選定委員会」は、同じものと考えて良いのでしょうか？</p>	<p>前段について、設計者選定審査委員会は、発注者(県(美術館))が企画・実施します。ただし、仕様書4(1)・(3)による同審査委員会の記録、編集、発信業務は受注者による業務としています。</p> <p>後段について、同じものです。</p>